

京都市公園愛護協力会要綱

（目的）

第1条 この要綱は、公園が清潔で安全かつ楽しく利用できるように公園の美化及び保全に関する活動を自発的に行う団体を育成し、もって公園愛護思想の高揚を図り、公園維持管理の適正を期することを目的とする。

（公園愛護協力会）

第2条 公園愛護協力会（以下「協力会」という。）は、前条の目的を達成するため、京都市が管理する都市公園を対象として結成される会をいう。

（協力会の構成）

第3条 協力会は、公園周辺の地域住民をもって構成するものとする。

（協力会の数）

第4条 協力会の数は、1公園につき1協力会とする。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

（協力会の名称）

第5条 協力会の名称は、原則として当該公園名を用いるものとする。

（協力会の活動内容）

第6条 協力会は、第1条の目的を達成するために次の活動を行うものとする。

- （1）公園の清掃（月1回以上）、除草（年1回以上）
- （2）公園施設等の点検連絡
- （3）公園の正しい利用の指導
- （4）その他協力会の目的達成のために必要な活動

（協力会結成の届け出）

第7条 協力会を結成しようとする代表者は、公園愛護協力会結成届（第1号様式）、公園愛護協力会役員名簿（第2号様式）及び公園愛護協力会規約並びに公園愛護作業計画書（第8号様式）を市長に提出するものとする。

（協力会の承認及び取消し）

第8条 市長は、前条の結成届等の内容を審査し、相当と認めるときは、これを承認し、その旨を公園愛護協力会結成承認書（第3号様式）により通知するものとする。

2 協力会の活動が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、市長は、前項の承認を取り消すことができる。

(1) 協力会が長期にわたり活動を停止したとき

(2) 本要綱その他関係法令等の規定の趣旨に違反した活動を行ったとき

(協力会の成立時期)

第9条 協力会は、前条の通知をした日に成立するものとする。

(協力会の役員)

第10条 協力会には、会長、副会長その他必要な役員を置くものとする。

(協力会の届出事項)

第11条 会長は、次の各号の一に該当するときは、市長に届け出なければならない。

(1) 会長を変更するとき。(公園愛護協力会会長変更届 第4号様式)

(2) 協力会を解散するとき。(公園愛護協力会解散届 第5号様式)

(3) 協力会規約を変更するとき。(公園愛護協力会規約変更届 第6号様式)

(報告書等の提出)

第12条 会長は、毎年度市長が指定する日までに、当該年度の公園愛護作業実績報告書

(第7号様式)及び公園愛護協力会役員名簿(第2号様式)を市長に提出するものとする。

(報償金の交付)

第13条 市長は、協力会に対し、予算の範囲内で別表に定める基準により、報償金を年1回交付する。ただし、次の各号に該当するときは、この限りでない。

(1) 協力会が活動していないとき。

(2) 協力会の活動が別に定める支出基準に満たないとき。

(3) 協力会が本要綱に定める各種書類の提出を怠ったとき。

(4) 協力会が報償金の受領を辞退したとき。

(5) 協力会の承認を取り消されたとき、その他報償金を交付することが適当でないと思われるとき。

2 前項の報償金は、会長の請求に基づき支払う。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、その都度所管局長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則

2 この要綱は、平成15年12月12日から施行する。

別 表

公園愛護協力会報償金交付基準

公園面積（公園愛護作業対象面積）	金 額 （円）
500㎡未満	20,000
500㎡以上 1,500㎡未満	30,000
1,500㎡以上 3,000㎡未満	40,000
3,000㎡以上 5,000㎡未満	50,000
5,000㎡以上 7,000㎡未満	60,000
7,000㎡以上	70,000